

~~交野市広告入り窓口用封筒（寄付分）に掲載する広告に関する基準案~~  
交野市広告入り窓口用封筒（寄付分）に掲載する広告に関する基準

（趣旨）

第1条 この基準は、交野市有料広告の取り扱いに関する要綱（平成19年2月20日制定）第4条の規定に基づき、来庁者に対し無償で配布している各種証明書等を収めるための窓口用封筒（以下「封筒」という。）に広告を掲載するため、必要な細部基準について定めるものとする。

（掲載箇所及び位置）

第2条 広告を掲載する箇所は窓口用封筒の表面及び裏面とし、市が掲載する情報部分を阻害しない位置に配置するものとする。

（表示等の規格）

第3条 封筒の表面及び裏面ともに面積の4割まで広告を掲載することができる。

2 使用する封筒は、角形2号相当及び角形6号相当の2種類とする。

（掲載の時期、期間及び回数）

第4条 封筒を窓口を設置する期間は原則3年間とする。ただし、掲載する広告は1年ごとに見直しができるものとする。

（掲載の申込方法）

第5条 封筒を寄付する者（以下「寄付者」という。）自らが定め、広告主を募集するものとする。

（掲載料金及びその納付方法）

第6条 広告の掲載料金及び納付方法は、寄付者と広告主間で任意に定めるものとする。

2 寄付者は広告主からの広告掲載料金をもって封筒作成にかかる一切の費用に充てるものとし、市に対しては何ら請求を行わないものとする。

（広告掲載における責任）

第7条 広告を掲載することにより発生した事象は寄付者が解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。